

実施方針に関する意見・質問及びそれらに対する回答について

(岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業)

先に公表した「岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業に関する実施方針」に関し、以下の意見・質問が寄せられましたので、回答と併せ、公開します。(個別の回答は行いません。)

なお、意見・質問の内容は原文のままとしていますが、趣旨から、意見として寄せられたものを質問の欄に記載あるいは質問を意見の欄に記載しているものがありますのでご了承ください。

また、意見者・質問者は公開しません。

実施方針に関する意見

意見番号	項目名	該当部分	意見内容	意見に対する回答
意見1	選定基準について		本件は運營業務が民間へ委託されないため、一見民間のノウハウが活かし難いように思われます。しかし、要求水準だけを満たした一番安い事業者が選定されるPFI事業には疑問を感じます。民間事業者の環境、景観、ユニバーサルデザイン、その他特質すべき事項等における提案が設計・施工・維持管理の各業務において十分に活かせる選考基準及び要求水準の造り込みをお願いします。定性面評価が、入札価格を一定の金額で割り戻すような選考基準にならないことを希望します。	ご意見を踏まえ、落札者決定基準、要求水準書(案)に反映させていただきます。
意見2	事業範囲	第2.1.(6)	今回の計画では教育センターそのものの運営は民間事業者(SPC)に委託しないとの事業計画になっていますが、国立大学の民営化等の今後の教育のありかたからすると、今後20年間でこのまま進めて行くのはどうかと思います。SPCに先生向け教育を徐々に委託していったらどうかと考えます。	現在でも研修や調査研究等の一部を委託しており、今後も適当なものについては委託を実施していく予定ですが、現時点では、その内容等に応じ、適切な民間事業者等をその都度選定する予定です。従って、SPCも委託先の対象となる可能性があります。本PFI事業とは別に実施いたします。
意見3	事業の方式	第2.1.(7)	事業方式として、BOT方式も検討する可能性もあるとのことですが、本施設につきましてはBTO方式の採用が望ましいと考えます。(BOT方式を採用するか否かの検討のポイントの一つに、事業者が当該施設を所有した場合、自治体が同施設を所有した場合に比べて、①リスクをよりよく管理できる、②事業のトータルコストを低減させることが出来る、③よりよいサービスを提供することが出来る、④収益のアップサイドを追求することが出来る——等々のメリットの有無があげられると考えますが、本施設につきましては教育研修機関という性格もあり、事業者が施設を所有させるメリットがあまり感じられません。また、BOT方式の場合には施設整備費用の回収に関するSPCの会計・税務処理において、現時点では確立された方式が存在しないため税務リスクが存在します(賃貸借処理 or 売買処理)。以上の理由から本施設につきましてはBTO方式の採用を要望いたします。)	事業方式の設定につきましては、ご意見を踏まえ、特定事業選定時に明示させていただきます。
意見4		第2.1.(7)	・本PFI事業の内容から、BTO方式が適当と考えます。	意見3を参照してください。

意見番号	項目名	該当部分	意見内容	意見に対する回答
意見5	事業の方式	第2.1.(7)	事業の方式はBTOが望ましいと考えます。一般論ではBTOもBOTでもどちらでも取り組みやすさは同じですが、本件では殆どの運營業務を県が実施するので、運営にともなう民間の技術ノウハウを発揮する機会は少ないと考えます。民間事業者が主体となって運営できない以上、BOTのメリットよりも固定資産税・都市計画税の負担や大規模修繕・水道光熱費負担をSPCが負わなければならないデメリットが大きくなります。また資金調達においても、BTOの方が安く調達できると考えます。	意見3を参照してください。
意見6	事業の方式	第2.1.(7)	事業方式については、民間事業者等の意見を聴取し、場合によってはBOT方式も検討するとのことですが、現在の想定通りBTO方式でよいと思います。	意見3を参照してください。
意見7	特定事業の選定及び公表に関する事項	第2.2.(1)	特定事業の選定において、事業リスク及び公共サービスの水準については定性的評価を行う、となっておりますが、事業リスクについては、今後公表されるリスク分担に対応した形で、民間事業者のリスク対応コストとそれに対応するリスク調整コストがPFI事業のLCC、PSCの双方に可能な限り定量化され、反映されるよう要望致します。また、サービス水準についても、民間事業者による運営支援内容を明確化した上で、サービス提供コストを適切にPFI事業のLCCに反映させる等の方法でVFM評価に反映されるよう要望致します。	リスク調整額につきましては、定量的評価には含めないことを想定しています。
意見8	施設整備及び提案技術に関する実績	第3.2.(3)ウ、(ウ)	「過去10年間に於いて公共施設の維持管理を行ったことがある」と記載がありますが、この条件ですと、従来から公共と取引のある民間事業者のみが参画可能となります。弊社は、多くの民間施設の維持管理業務の実績を有しており、本事業に生かせる技術的ノウハウも有しております。「公共施設」に限定することなく、不特定多数者が利用する施設あるいは、同種業務の施設の維持管理実績があれば良いとして頂きたい。	ご意見を踏まえ、募集要項(案)等に反映させていただきます。
意見9	審査は、入札価格のほか…	第3.1.(4)イ	・審査において、入札金額と提案内容の比率で、提案内容の比率を大きくしていただきたい。	ご意見を踏まえ、落札者決定基準に反映させていただきます。
意見10	著作権	第3.2.(6)ア	提案にかかわる業務は膨大であり、民間事業者に係る費用や時間の負担は大変なものがあります。本事業において公表及びその他県が必要と認めるときはあるのでしょうか、提案書の全部を公開して頂きたくありません。「全部又は一部」を「必要な部分」に訂正して頂けないでしょうか。	提案書の公開については、ノウハウ等の流出防止の観点から検討いたします。詳細については募集要項(案)等でお示しします。
意見11	選定事業者の業務範囲	第4.2	本事業では、運営部分は県の事業範囲となっております。教職員研修、教育相談、調査研究等業務の根幹部分は従前同様、県が実施することが適当と考えますが、IT研修、外国語研修、教育に関する調査・研究等、民間がノウハウ、経験を有する部分については民間事業者(SPC)に委ねることで、センター全体の機能向上が期待でき、また、民間企業の新規事業機会の拡大を通じて、地域経済産業の振興にも寄与すると思われれます。	意見2を参照してください。
意見12	選定事業者の業務範囲	第4.2	業務範囲について「各種情報機器の調達・設置・メンテナンス等に関しては、選定事業者でなく別途県が実施する。」とされています。本事業において、基本的に運營業務の民間開放はなく、評価にあたってはデザインやコストにおける競争のウェイトが相対的に高くなると考えられます。民間の創意工夫の余地を増やすためにも各種情報機器の調達・設置・メンテナンス等を民間の業務としてもよいのではないのでしょうか。これらの業務を県で行う場合は、機器によっては施設計画に大きく影響を及ぼすこともあるため、早い段階で事業者との調整をお願いします。	情報機器については県が調達・設置・メンテナンスを行う予定です。詳細については要求水準書(案)でお示しします。

意見番号	項目名	該当部分	意見内容	意見に対する回答
意見13	選定事業者の事業範囲	第4.2	情報機器の調達・設置・メンテナンスについては県が実施することになっていますが、PFIの精神である民間企業のノウハウの発揮、事業規模の拡大によるスケールメリットを考えると民間が実施した方が良いと考えますがいかがでしょう。	意見12を参照してください
意見14	総合教育センターの運営業務	第4.3.(1)	総合教育センターの運営業務については、選定事業者の業務に含まれず、全て県の業務範囲と規定されておりますが、PFI事業を考える際に選定事業者がまったくセンターの運営から外れる場合には、民間による資金やノウハウの導入による財政資金の効率的な使用とより質の高いサービスの提供という本来の目的に反し、単なる建設イニシャルコストの割賦払いになってしまうと懸念されます。民間ノウハウの活用についてどのように考えられているかお聞きしたい。	類似施設の設計・施工・維持管理実績のある民間事業者による事業の実施により、より高質・効率的な事業の実施が可能となると想定しています。
意見15	各種情報機器の調達・設置・メンテナンス等業務	第4.3.(2)	建設時から各種情報機器を県にて調達・設置とされておりますが、現代の情報インフラ整備は建築や建築付帯設備と切り離せない関係にあり、また情報インフラのご提案が事業者側の重要なノウハウでも考えます。その観点から情報機器は、事業者の提案事項としていただきたく。	意見12を参照してください。
意見16	委託料と割賦料	第4.3.(4)	費用の支払いを規定する上で、割賦料と委託料の債権を明確に分けて、事業者に支払うようにしていただきたい。割賦料の債権を明確に分けることで、資金調達が容易になるためです。ご検討をお願い致します。	ご意見のとおり想定しています。
意見17	予想されるリスク及び責任分担	第4.5	不可抗力とは、天災、暴動、戦争などと規定されがちですが、PFI事業が官民のリスク分担のもと成立する事業であるという特色を前提に、さらに一步踏み込んだ規定が重要となると考えます。そこで、県および民間事業者の双方の善良なる管理者としての注意管理義務をもってしても発生した場合の原因を、不可抗力とする(ただし、第三者に帰責事由がありその第三者が特定できる場合は第三者が負うべきリスク)という規定を是非ともお考え頂きたく思います。	リスク分担表を参照してください。
意見18	予想されるリスク及び責任分担	第4.5	金利変動のリスクを県側で負担していただきたい。	リスク分担表を参照してください。
意見19	予想されるリスク及び責任分担	第4.5	不可抗力のリスクを県側で負担していただきたい。	リスク分担表を参照してください。
意見20	予想されるリスク及び責任分担	第4.5	施設利用者及び選定事業者外の業者との責任の所在を明確にして欲しい。	募集要項(案)等でお示しする予定です。
意見21	損害賠償	第7.1.(3)	供用開始後、事業者が債務不履行を起こした際にかかる違約金額は、過大に設定されないよう配慮をお願いします。過大な違約金額は、そのリスクを保有するためにより多くサービス購入費が必要となり県の利益も損なわれますし、違約金を担保で割賦料との債権との相殺が必要となると資金調達の目処がたたなくなるからです。毎年の維持管理業務から得られる報酬に相応しい違約金額の設定をお願い致します。	ご意見を踏まえ、検討させていただきます。

意見番号	項目名	該当部分	意見内容	意見に対する回答
意見22	損害賠償	第7.1.(3)	施設の引渡以後において、万が一事業者の責めに帰す事由によって事業契約が解除された場合の、「割賦料相当額の支払」に関し、違約金支払債務や損害賠償債務が相殺されるような規定はPFIにおける重要な資金調達に大きな支障をきたします。特に、損害賠償については割賦金相当額支払と相殺するような性格のものではなく、あくまでも公共・民間双方が有する損害賠償権において相殺されるものであると思います。 違約金においては、予め上限が設定されれば民間資金調達において工夫の余地があると思いますが、損害賠償債務が相殺規定として位置づけられた場合、プロジェクトファイナンスの組成が事実上不可能になるという点を何卒ご理解下さい。	ご意見を踏まえ、検討させていただきます。

実施方針に関する質問

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問0-1			障害児教育に必要な各種設備、教育ツールは別途予算ですか。	原則として県による備品調達を想定していますが、詳細については要求水準書(案)でお示しします。
質問0-2			各種実験室(物理、電気、被服、音楽、美術等)に必要な実験器材は考えなくてよろしいですか。	質問0-1を参照してください。
第2 特定事業の選定に関する事項				
質問2-1	事業範囲	第2.1.(6)	施設の大規模修繕業務については、事業範囲に含まないと理解よろしいですか。また、含まれない場合の取り扱いをお示しください。	事業範囲には含みません。詳細については要求水準書(案)でお示しします。
質問2-2	事業範囲	第2.1.(6)	施設の設計及び建設工事の関連業務の内容を教えてください。	設計及び建設工事に伴う各種調査・申請業務を想定しています。
質問2-3	事業範囲	第2.1.(6)	施設の維持管理業務の中には大規模修繕は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	質問2-1を参照してください。
質問2-4	事業範囲	第2.1.(6)	施設維持管理等業務「(エ)その他施設の維持管理・運営支援業務等」のその他施設はどのような施設を想定していますか。また運営支援業務についてもどのようなものを想定していますか。	(エ)については、(ア)～(ウ)以外の「施設の維持管理業務」とご理解ください。当該維持管理業務については、実施方針第4.2(3)を参照してください。 運営支援業務とは、職員・利用者への食事提供などを想定しています。詳細については要求水準書(案)でお示しします。
質問2-5	事業の方式	第2.1.(7)	本事業はBTO方式を想定されているということで、竣工後即座に県が施設所有権を保有されますが、不動産取得税・事業所税(新設)については事業者には課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	不動産取得税は現時点では想定していません。事業所税(新設)は原則として課税されますが、詳細は選定事業者と関係機関の間で協議していただきます。
質問2-6	事業の方式	第2.1.(7)	本事業はBTO方式を想定されているということですが、施設所有権は、県が直接保存登記されますか、あるいは、事業者側で保存登記し、県に移転登記することになりますか。また、登録免許税は県の負担でしょうか、事業者の負担でしょうか。	県が直接保存登記します。登録免許税は県の負担です。
質問2-7	事業の方式	第2.1.(7)	事業方式はBTOと想定されていますが、「事業評価調書」等によれば、当初はBOT方式をお考えのようです。BTO方式を採用した理由は何なのでしょう。	事業評価調書では、PFIの導入検討に際し、概算VFMの算定でBOTを想定したものであり、同方式が適当との判断を下したわけではありません。事業方式については現在詳細検討中です。

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問2-8	選定事業者の収入	第2.1.(8)	施設の設計及び建設に係る費用は施設の完成確認、引き渡しをもって確定債権として確立されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
質問2-9	選定事業者の収入	第2.1.(8)	県が支払うこととなる施設の設計及び建設に係る費用、施設の維持管理等に係る費用に対して民間事業者が有する債権について、民間事業者に融資を行う金融機関のために質権を設定したり、譲渡担保等の担保権を設定することは可能ですか。	事業の実施及び県の支払条件に影響が出ないことを前提に、県の承諾があれば可能です。詳細は募集要項(案)等でお示します。
質問2-10	選定事業者の収入	第2.1.(8)	施設の所有権の移転は平成18年3月までとなっておりますが、平成17年度は初年度として割賦料支払の対象年度となるのでしょうか。	割賦料は施設の引き渡し時から発生しますので、ご質問のとおりです。
質問2-11	選定事業者の収入	第2.1.(8)	県より選定事業者への施設の設計及び建設の割賦方式による支払いは、何時の時点から始まりますか。	質問2-10を参照してください。
質問2-12	事業期間等	第2.1.(9)	施設の建設終了後、速やかに所有権を県に移転するとの記載がありますが、一方で事業者は供用開始時点から施設の維持管理業務を行うことになっております。移転から供用開始までの期間の維持管理業務につきましても事業者が行うという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。供用開始までの維持管理については、別途事業者と協議いたします。
質問2-13	事業期間等	第2.1.(9)	施設の所有権の移転時期は、平成18年3月迄で可能となったできるだけ早い時点で行えば良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。
質問2-14	事業期間等	第2.1.(9)	施設の所有権の移転から共用開始までの間で必要となる維持管理費用は、割賦料で支払われるのでしょうか。委託費として支払われるのでしょうか。	別途委託費として支払われます。
質問2-15	事業期間等	第2.1.(9)	施設の設計及び建設終了(平成17年12月まで)と施設の所有権の移転(平成18年3月まで)に約3ヶ月の空白があります。施設の建設が終了したら速やかに所有権を県に移転してよいのでしょうか。それとも準備期間中は民間が所有しておくことが求められるのでしょうか。また準備期間中の管理責任はどのようにお考えでしょうか。	事業者のリスク低減の観点等より、速やかに所有権を移転していただきます。従って準備期間中の管理責任は県が負うこととなります。
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項				
質問3-1	民間事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	第3.2.(1)	スケジュール(予定)内に“要求水準(案)(施設・設備仕様および業務の双方)の公表”“契約書(案)の公表”に関するご説明が見当たりません。募集要項案の公表が、該当すると考えてよろしいでしょうか。応募者にとって非常に重要なことですので、是非ともご教示下さい。	要求水準書(案)の公表は平成14年12月中を予定しております。契約書(案)については、ご質問のとおりです。
質問3-2	実施方針の公表等	第3.2.(2)	意見に関する回答は「県のホームページ等で公開する」とされていますが、社名を明記して公開されるのでしょうか。事業者のノウハウに係る提案であれば、公開に当たって、事前に提案者の意向を確認した上で行うものではないでしょうか。	社名は公開いたしません。なお、今回の意見については、事業者のノウハウに関する提案によるものは無いと判断いたしました。
質問3-3	施設整備及び提案技術に関する実績	第3.2.(3)	教育機関の設計、教育施設の建設、公共施設の維持管理実績については、その規模に関する基準は特に設定されないのでしょうか。	現時点では設定しておりません。詳細は募集要項(案)等でお示します。
質問3-4	応募者の備えるべき参加資格要件	第3.2.(3)	経営状況において納税実績に関する記述がありますが、その中の県民税および市町村税については応募者の本社所在地における納税実績と理解すればよろしいでしょうか。それとも、“応募者が岡山県内に本拠を置く企業、あるいは岡山県内に支店・営業所を所有する企業の場合にのみ当地における当該納税実績を証明する”と理解すれば宜しいのでしょうか。	「応募者が岡山県内に本拠を置く企業、あるいは岡山県内に支店・営業所を所有する企業の場合にのみ当地における当該納税実績を証明する」とご理解ください。
質問3-5	経営状況	第3.2.(3)	滞納していないことを証する県税・市町村税は岡山県・賀陽町のものでしょうか、本店所在地のものでしょうか。	質問3-4を参照してください。

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問3-6	基本的な 資格要件	第3.2.(3)ア	“(オ)及び(カ)については当該企業グループの構成員のいずれかの者が満たすことをもって足りることとするが”とありますが、例えば複数の建設会社が構成員として応募グループに参画している場合、その建設会社の内1社が(カ)の資格要件を満たしている必要があるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
質問3-7	応募者の 実績	第3.2.(3)ウ	応募者は過去10年間に於いて、学校等の設計・建設・維持管理の実績を持つことを求められており、これらはグループとして各1つずつ有していればよいと認識しています。もし実績を多数提示すれば評価に反映されるのでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ、詳細を募集要項(案)等に明記いたします。
質問3-8		第3.2.(3)ウ、 (ア)(イ)(ウ)	応募者の実績は、規模・期間にかかわらず、一つでも経験を満たせば良いのでしょうか。	応募者の実績は1つでも構いません。規模・期間については現時点で設定しておりません。詳細は募集要項(案)等でお示します。
質問3-9	参加資格 の確認	第3.2.(3)オ	参加資格の確認後、構成員の変更に関する規定はどのようにお考えでしょうか。また、グループで応募する場合において、構成員の一部に欠格事項が発生しても、欠格者を除く他のグループ構成員が資格要件を満たしていればよろしいのでしょうか。	参加資格確認後の構成員の変更は認めません。構成員の一部に欠格事項が発生した場合には、当該グループは参加資格を喪失します。
質問3-10	審査及び 選定に関する 事項	第3.2.(4)	参加資格要件の確認は、参加表明書提出時点だけで判断されるのでしょうか。	参加資格確認日以降に欠格事項が発生した場合には参加資格は取り消されます。
質問3-11	審査及び 選定に関する 事項	第3.2.(4)	提案書の審査に当たって、必要と判断された提案・意見について、提案者から直接ヒアリングを行うことは予定されているのでしょうか。	審査委員会の意見も踏まえ、検討中です。
質問3-12		第3.2.(4)ア	学識経験者及び県職員の審査委員名は、いつ公表されるのでしょうか	募集要項(案)等に明記いたします。
質問3-13		第3.2.(4)イ	落札者選定基準は、いつ公表される予定なのでしょうか 要求水準は、いつ公表する予定なのでしょうか	落札者選定基準は募集要項(案)等の公表時に、要求水準書(案)については、質問3-1を参照してください。
第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項				
質問4-1	責任分担 の基本的 考え方	第4.1	「県が責任を負うべき合理的な理由がある事項について、別途選定事業者と協議の上、県が責任を負うものとする」とありますが、「県が責任を負うべき合理的な理由がある事項」は当然、県が責任を負うべき事項となりますが、協議事項とされる理由は何なのでしょうか。	県の責任範囲、対応等について協議を行うことを想定しています。
質問4-2	選定事業者 の業務 範囲	第4.2	水光熱費は民間事業者の負担となりますか、あるいは施設所有者である県の負担となりますか。	県の負担を想定しています。
質問4-3	各種情報 機器	第4.2	各種情報機器は、選定事業者でなく別途県が実施するとされていますが、ソフトを含めて関わる全ての業務を県がおこなうものと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりですが、各種情報機器の設置に必要な配管等施設整備と不可分なものは選定事業者が行うこととなります。詳細は要求水準書(案)でお示します。
質問4-4	事前業務	第4.2.(1)	本事業を実施するための特別目的会社(SPC)の設立業務と、ありますが、SPCの形態について指定はあるのでしょうか？(株式会社 or 有限会社)また、SPCの設置場所について指定はあるのでしょうか？(岡山県？)	事業の安定性を図るため、SPCは商法上の株式会社としてください。設置場所は岡山県内とします。

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問4-5	特別目的会社設立業務	第4.2.(1)	①特定目的会社は、商法上の株式会社でなくとも良いのでしょうか。②構成員は全員出資しなければならないのでしょうか。③構成員以外からの第三者出資は可能なのでしょうか。④事業期間中の株式譲渡は可能でしょうか。	①質問4-4を参照してください。 ②構成員は全員出資してください。 ③構成員の合計持ち株比率が50%を超えること、構成員以外が筆頭株主にならないことを条件に、可能とする予定です。 ④一定期間経過後、県の承諾があれば可能です。詳細は募集要項(案)等に規定します。
質問4-6	SPCの形態	第4.2.(1)	「本事業を実施するためのSPCの設立」が求められていますが、このSPCの形態に「商法上の株式会社」等の指定はあるのでしょうか。	質問4-4を参照してください。
質問4-7	事前業務	第4.2.(1)	特別目的会社設立にあつての制約(出資等)があれば、お示しください。	質問4-4,5を参照してください。
質問4-8	事前業務	第4.2.(1)	SPCへの出資は、事業契約締結時までではなく、維持管理開始までに段階的に出資を行うことは可能でしょうか。	維持管理開始までに出資の保証がなされることなどを条件に認める方向で検討中です。詳細は募集要項(案)等でお示します。
質問4-9	施設整備に係る建設工事及びその関連業務	第4.2.(2)	施設に設置する各種情報機器以外の什器備品についての調達・維持管理は県・事業者どちらの業務となるでしょうか。	原則として県の業務となります。詳細は要求水準書(案)でお示します。
質問4-10	総合教育センターの施設整備業務	第4.2.(2)	県において現場地質調査は行われていますか。行われていましたら調査結果をご開示下さい。	ボーリング調査を実施済みですので、募集要項(案)等とともに開示する予定です。
質問4-11	総合教育センターの施設整備業務	第4.2.(2)	事前調査業務及びその関連業務の内容を教えてください。	選定事業者として必要な場合のボーリング調査等を想定しています。
質問4-12	選定事業者の業務範囲	第4.2.(2),(3)	情報機器以外の什器・備品調達・設置はSPCの業務となりますか。また、これら什器・備品の維持管理(保守、更新)もSPCの業務に含まれますか。	質問4-9を参照してください。
質問4-13	修繕について	第4.2.(3)	「大規模修繕(長期修繕)は、本業務から除く」という考えでよろしいでしょうか。	質問2-1を参照してください。
質問4-14	総合教育センターの維持管理等業務	第4.2.(3)	施設の維持管理等業務の範囲に関して大規模修繕業務の記載がありませんが、大規模修繕業務は事業者の行う業務の対象外と考えて宜しいでしょうか。	質問2-1を参照してください。
質問4-15	総合教育センターの維持管理業務	第4.2.(3)	ア 建物保守管理業務、イ 設備保守管理業務、ウ 外構施設保守管理業務に修繕が含まれていますが、この中には大規模修繕・更新(資本的支出となるもの)も含まれるのでしょうか。	質問2-1を参照してください。
質問4-16	総合教育センターの維持管理業務	第4.2.(3)	「キ その他の維持管理・運営支援業務等」にはどのような業務を想定されていますか。例えば、県の業務範囲とされている総合教育センターの運営業務である、職員研修、教育相談、調査研究、情報発信等について、SPCが支援を行う余地はありますか。	質問2-4及び意見2を参照してください。
質問4-17	大規模修繕業務	第4.2.(3)	大規模修繕業務は、PFI事業に含まれないと理解して宜しいでしょうか。	質問2-1を参照してください。
質問4-18	水道光熱費の負担	第4.2.(3)	水道光熱費の負担は、県が実費で支払うものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
質問4-19	総合教育センターの維持管理等業務	第4.2.(3)	維持管理業務に係る光熱用水費については、県の負担でしょうか。	質問4-2を参照してください。

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問4-20	教育センターの維持管理業務	第4.2.(3)	大規模修繕業務は選定事業者の行う業務に含まれるのでしょうか。	質問2-1を参照してください。
質問4-21	維持管理業務	第4.2.(3)オ	維持管理に伴う水光熱費は県が実費を支払うのでしょうか。それとも民間の提案金額に含まれるのでしょうか。	質問4-18を参照してください。
質問4-22	その他の業務	第4.2.(4)	研修室等の総合教育センター施設、設備の遊休時に、外部に開放する考えはありますか？また、その場合、SPCがセンター施設・設備を利用して、周辺地域、教育機関等を対象としたセミナー等を実施することは可能ですか。	外部に開放する方向で検討中です。SPCの利用についても県の承諾があれば可能とする方向で検討中です。
質問4-23	総合教育センターの維持管理業務	第4.2.(3)	『その他の維持管理・運営支援業務等』とありますが、運営支援業務とは具体的にどのような事を想定されているのでしょうか。ご教唆ください。	質問2-4を参照してください。
質問4-24	総合教育センターの維持管理等業務	第4.2.(3)	上記項目の中で、選定事業者の業務範囲として「運営支援業務」という記載がございますが、そこで想定されている業務内容について教えてください。本方針では、県が実施する「総合教育センター」の運営業務について、「教育関係職員の研修」「教育相談」「教育に関する調査研究」「教育情報の収集・蓄積・発信」「その他学校教育活動の支援」であると記載されています。それらのテーマについてどのような「支援業務」を選定事業者に委ねる予定なのでしょうか？県と選定事業者の役割をどのように分担するかという観点で、教えていただければと思います。	質問2-4を参照してください。
質問4-25	維持管理業務	第4.2.(3)	維持管理業務の中に記載されている「キ. その他の維持管理・運営支援業務等」の「運営支援業務」とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。	質問2-4を参照してください。
質問4-26	総合教育センターの維持管理業務	第4.2.(3)	その他の維持管理・運営支援業務等について具体的に教えてください。	質問2-4を参照してください。
質問4-27		第4.2.(3)キ	その他維持管理・運営業務の内容は、いつ公表される予定なのでしょうか。	質問2-4を参照してください。
質問4-28	その他の維持管理・運営支援業務等	第4.2.(3)キ	その他の維持管理・運営支援業務等は具体的に何を示しているのでしょうか。	質問2-4を参照してください。
質問4-29		第4.2.(4)ア	BTOであれば県への施設等の所有権移転に伴う不動産取得税(県税)は課税されないと考えて良いのでしょうか。	質問2-5を参照してください。
質問4-30	県の業務範囲	第4.3	施設所有者として県において加入を予定されている保険・共済がありましたら、その内容をご教示下さい。	募集要項(案)等で明示します。
質問4-31	要求水準書	第4.4	要求水準書は、いつ公表される予定なのでしょうか。	質問3-1を参照してください。
質問4-32	予想されるリスク及び責任分担	第4.5	①責任分担は、いつ公表される予定なのでしょうか。②事業契約書(案)はいつ公表されるのでしょうか。	①リスク分担表は平成14年11月25日に公表いたしました。 ②質問3-1を参照してください。
質問4-33		第4.6.(1)ア、イ、ウ	設計、施工中、工事完成時におこなわれるモニタリングの主旨は、適正な業務がなされているかを確認し、不具合があれば改善させることにあると考えて良いのでしょうか。プロジェクト・ファイナンスによる資金調達に支障が生じるのでモニタリングによる割賦金減額が発生することはないと理解して宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問4-34	支払額の減額等	第4.6.(2)	『モニタリングの結果、要求水準が満たされていないことが判明した場合、サービスに対する支払額の減額を行うとともに、選定事業者に修繕勧告を行う。』とありますが、修繕勧告と同時にサービス購入料が減額されるという認識でよろしいのでしょうか。猶予期間はないのでしょうか。	詳細は募集要項(案)等でお示しします。
質問4-35	支払額の減額等	第4.6.(2)	モニタリングにより減額される可能性のあるのは、維持管理等に要する費用の部分のみと考えて宜しいでしょうか。(設計・建設に要する費用部分は減額対象外と考えて宜しいでしょうか)	質問4-33を参照してください。
質問4-36	支払額の減額等	第4.6.(2)	施設完成後の総合教育センターの維持管理等について、要求水準が維持されていないために減額される支払いの対象は施設の維持管理等に係る費用のみであり、施設の設計及び建設に係る費用には影響を及ぼさないと考えてよろしいですか。	質問4-35を参照してください。
質問4-37		第4.6.(2)	施設共用開始後のモニタリングによるペナルティは、割賦料には及ばないものと考えて宜しいでしょうか。	質問4-35を参照してください。
質問4-38	支払い額の減額等	第4.6.(2)	「サービスに対する支払い額の減額等」の対象は維持管理部分のサービス費という解釈でよろしいでしょうか。	質問4-35を参照してください。
質問4-39	支払額の減額等	第4.6.(2)	サービス料の減額対象は、維持管理・運営の対価のみであり、施設の設計・建設の対価は対象外という理解でよろしいでしょうか。	質問4-35を参照してください。
質問4-40	事業期間終了後の措置	第4.6.(3)	委託を継続するか否かの決定時期は、概ね想定されているのでしょうか。	契約書(案)にてお示しします。
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項				
質問5-1		第5	教育に必要な設備はどのように計画されているのですか。例:教育機器、視聴覚機器、大型映像装置、教育図書等	要求水準書(案)でお示しします。
質問5-2	土地取得に関する事項	第5.2	「建設計画地は、(中略)選定事業者は無償で貸与する。」とされていますが、事業検討の結果として事業方式が最終的にBOT方式となった場合にも同様に、「無償で」貸与されるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
質問5-3		第5.4.(1)ウ	休日等の施設・整備の開放は、誰を対象に想定されているのでしょうか。開放の許可は、県が出されるのでしょうか。	教育研究団体や県民等を想定しており、開放の許可は県が出します。
質問5-4	施設概要	第5.4.(2)	ホワイエ兼食堂(厨房施設はなし)とありますが、食堂の運営はSPCの業務ではないのでしょうか?	食堂運営(厨房つき)はSPCの必須業務ではありません。
質問5-5	施設概要	第5.5.(2)	施設概要として昨年度実施した基本計画の数値が「参考」として提示されていますが、設計にあたって延床面積の下限等の目安が示されることはないのでしょうか。	下限等の目安を示す予定はありません。
質問5-6	施設概要	第5.5.(2)	各部門の想定面積について、「事業評価調査参考資料」の「1 建物」では、廊下(共用部分)が2,902㎡あるが、本実施方針では見当たらず、各部門の想定面積に含まれていないものと考えればよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
質問5-7	施設概要	第5.5.(2)	各部門の年間利用予定期間(例えば、7~8月等)、年間利用予定日数を教えていただけますでしょうか。	要求水準書(案)でお示しします。
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項				
質問7-1		第7.1.(3)	損害賠償請求権とは別に、予め違約金を設定する可能性はありますか。また、その場合は割賦代金の支払い債務との相殺条件が付くのでしょうか。	契約書(案)でお示しします。
質問7-2	書面による解除	第7.3	不可抗力その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合の書面による解除は、市及び事業者の双方が互いに事前に書面を交換することにより解除されるのであって、市又は事業者のどちらか一方が通知することにより解除される意味ではないと考えて良いのでしょうか。	ご質問のとおりです。

質問番号	項目名	該当部分	質問内容	質問に対する回答
質問7-3	金融機関と県の協議	第7.4	民間事業者の事業契約上の地位、権利・義務に対して、民間事業者に資金供給を行う融資機関のために担保権を設定することは可能ですか。	担保権の設定については、認めない方向で検討中です。詳細は募集要項(案)等でお示します。
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項				
質問8-1	日本政策投資銀行による融資	第8.3	事業者は日本政策投資銀行の「融資が受けられるように努力し、当該融資が行われる場合には、事業安定性およびサービスレベルの向上等に活用すること。」とありますが、「事業の安定性およびサービスレベルの向上等」とはどのようなことを期待されているのでしょうか？（事業者は要求水準をみたせばよいと認識しております。また、日本政策投資銀行からの融資については第8-1-（2）にて「応募者の自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。」との記載がありますので、同行からの調達ができた場合のメリットは事業者で享受したいと考えます。）	事業安定性とは低利融資によるキャッシュフローの安定性の向上等を想定しています。サービスレベルの向上については、調達金利コストの負担減分を原資とした、VFMの向上に資する民間の提案を期待しています。
別添資料2				
質問資2-1	敷地現況図	資料2	対象区域が太線で示されていますが、この区域外を事業者が整備することはないと理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりですが、敷地現況図については詳細なものを募集要項(案)等とあわせて提示いたします。
質問資2-2	敷地現況図	資料2	レベル351を含めた「太線内が整備の対象区域である」としながらも、「レベル351については本事業とは別に使用することがある」とされていますが、レベル351が整備の対象区域に含まれる理由を教えてくださいませんか。	レベル351については、当面予備駐車場として想定しており、進入路等の整備が必要となります。なお、維持管理の区域からは除きます。